資料２，横浜市福祉のまちづくり条例改正について

昨今、空き家等の既存建築物を改修し福祉施設へ転用するなど、既存建築ストックの活用ニーズが高まっていることから、既存建築物の用途変更に係る基準及び事業者からの提出書類（不適合対応書、合理的配慮同意書）について、推進会議及び専門委員会で検討してきました。

１、経過

令和２年12月23日、第46回推進会議（小規模建築物基準のバリアフリー法令改正への対応）

令和３年３月９日、専門委員会、条例改正の方向性説明（小規模福祉施設等）

専門委員会のご意見を受けた条例改正の方向性の修正

小規模福祉施設等の義務基準の適用対象規模について、増築・用途変更等及び新築いずれも 200 ㎡以上に引き上げる改正案を、増築・用途変更等の場合のみ引き上げ、新築の場合は良好なストック形成のため、引き続き規模にかかわらず義務基準の対象とすることに修正。

６月～７月、横浜市事業所管課との意見交換

９月、関係団体への説明

10月25日、専門委員会条例改正（素案）審議

11月24日、第47回推進会議、条例改正素案説明（小規模福祉施設等）

令和４年３月30日、専門委員会、専門委員会でのご意見に対する検討状況報告

６月３日、専門委員会、条例改正（素案）の見直し、事業者からの『不適合対応書』及び『合理的配慮同意書』の提出について審議

７月３日、第48回推進会議、本日

条例改正（素案）の見直し

専門委員会等でのご意見を検討した結果、条例改正素案「基準見直し（２）小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用トイレまでの移動等円滑化経路について（新築、増築、用途変更）」は、今回の条例改正から見送ります。

令和３年度第１回専門委員会資料条例改正パブリックコメント案 抜粋

基準見直し（２）小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用トイレまでの移動等円滑化経路について（新築、増築、用途変更）

課題

２階立てなどの比較的規模が小さい建築物で利用教室が２階にある場合、スペースが限られている中で、エレベーターの設置や各解に車いす使用者用トイレを設置することが困難な場合があります。

改正案

新築、増築、用途変更に係る部分の床面積が500平方メートル未満の小規模な建築物については、バリアフリー法の基準と同様に、建築物の利用状況などによりやむを得ない場合に限り、下記のような計画を可能とします。なお引き続き事前協議を活用し、エレベーターの設置など必要なバリアフリー化について施設ごとにきめ細やかな対応を行います。

改正前

利用教室が２階にある場合には、エレベーターを設置する、または、１階、２階に車いす使用者用トイレを設置。

改正後

500平方メートル未満の場合、バリアフリー法と同等の基準とし、１階に車いす使用者用トイレを設置さえすればよいとする。

上記の基準見直し（２）については見送りとする。

２、令和４年度第 1 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会で出された主な意見

合理的配慮の手続きについて

利用者が円滑に使えるのがゴールである。今回の改正では、ハードを緩和するのであれば、それを担保する仕組みの制度創設をセットでしなければ、クオリティが担保されない。

今回の基準改正にあたっては、ハード基準に不適合の場合の対応に係る『不適合対応書』の提出に加えて、『合理的配慮同意書』を事業者から求める制度の創設は、障害者差別解消法改正の追い風を受けて、横浜市は先取りして義務として取り入れていくところに発展させていくべきである。

計画段階での障害者の視察について

車椅子利用者が、できた施設を使えないところがあるので、工事をしている現場を見せてもらう機会が欲しい。

補助制度の創設について

障害者の高齢化や、障害児の認定対象の広がりなどがあり、施設利用者の対象が読めない状況であることから、少しでも整備負担をカバーできるような助成制度が必要である。

３、今後の対応

専門委員会でご指摘いただいた合理的配慮の同意手続きの義務化に関する条例改正については、健康福祉局が所管する部分になりますので、健康福祉局と連携し検討を進めますが、条例の構成等に影響することも考えられることから、スケジュールが見通せない状況です。

引き続き、専門委員会にお諮りしながら検討を進め、条例改正案を整理し、推進会議にお諮りします。